

手数料について

○ 栃木県手数料条例に基づき、許可等の申請時には手数料が必要です。

許可及び中間検査

盛土又は切土を行う 土地の面積	宅地造成又は特定盛土等		土石の堆積※
	許可	中間検査	許可
500㎡以内	15,000円	3,700円	13,000円
500㎡超～1,000㎡以内	26,000円	3,700円	16,000円
1,000㎡超～2,000㎡以内	37,000円	3,700円	18,000円
2,000㎡超～3,000㎡以内	55,000円	3,700円	21,000円
3,000㎡超～5,000㎡以内	66,000円	5,600円	30,000円
5,000㎡超～10,000㎡以内	89,000円	5,600円	33,000円
10,000㎡超～20,000㎡以内	141,000円	5,600円	39,000円
20,000㎡超～40,000㎡以内	216,000円	9,400円	53,000円
40,000㎡超～70,000㎡以内	337,000円	16,000円	72,000円
70,000㎡超～100,000㎡以内	476,000円	28,000円	106,000円
100,000㎡超	614,000円	39,000円	129,000円

※土石の堆積については、中間検査の対象外

手数料について

変更許可

宅地造成 又は 特定盛土等	申請1件につき、次に掲げる額を合算した金額（その金額が614,000円を超えるときは、614,000円） 1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更（2のみに該当する場合を除く。） <u>盛土又は切土をする土地の面積</u>（2に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）<u>に応じ、許可申請手数料として規定する額に10分の1を乗じて得た金額</u> 2 新たな土地の盛土又は切土をする土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更 <u>新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じ、許可申請手数料として規定する金額</u> 3 <u>その他の変更については次の額 10,000円</u>
土石の堆積	申請1件につき、次に掲げる額を合算した金額（その金額が129,000円を超えるときは、129,000円） 1 土石の堆積に関する工事の設計の変更（2のみに該当する場合を除く。） <u>土石の堆積を行う土地の面積</u>（2に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積を行う土地の面積、土石の堆積を行う土地の面積の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積を行う土地の面積）<u>に応じ、許可申請手数料として規定する額に10分の1を乗じて得た金額</u> 2 新たな土地の土石の堆積を行う土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更 <u>新たに編入される土石の堆積を行う土地の面積に応じ、許可申請手数料として規定する金額</u> 3 <u>その他の変更については次の額 10,000円</u>